

○議事日程 (平成二十九年三月十七日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉田 太郎

○出席議員

一 番 北倉 義博
 二 番 岩永 義仁
 三 番 長澤 龍夫
 四 番 大橋 三男
 五 番 三田 正敏
 六 番 吉田 太郎
 七 番 早崎 百合子
 八 番 野村 永一
 九 番 田中 敏弘
 十 番 松永 民夫
 十一 番 林 輝見
 十二 番 青山 貞一
 十三 番 水谷 久美子

○欠席議員

十 番 松永 民夫

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝
 副町長 長谷川 悟

教育 部長 並河清次	総務 部長 田中信行	総務 部長 川地憲元	企画 部長 渡邊章博	総務 部長 野村博治	住民 部長 高木 勉	住民 部長 高橋 正人	健康 部長 松岡 弘泰	住民 部長 田中 一也	生活 部長 佐藤 嘉但	産業 部長 高木 伸一	産業 部長 伊藤 幸広	産業 部長 大倉 修	産業 部長 前田 勝治	産業 部長 桐山 一則	水道 部長 田中 隆	会計 兼 田中 隆
------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	-------------	-------------	------------	-----------

教育委員会事務局局長兼
教育総務課長 佐藤 昌子

教育委員会
生涯学習課長 久保寺 利明

教育委員会
スポーツ振興課長 西 脇 正信

消 防 長 川 添 公男
消防総務課長 近 藤 清隆

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 西 脇 和信
議会事務局書記 國 枝 利法

(開議時間 午前九時二十八分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十九年第一回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席賜りまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員御起立をお願いします。傍聴者の皆さんも御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席です。

ただいまから平成二十九年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のた

め、CCNet係員の、議場への入場及び録画を許可いたしました。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、議事録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、三番 長澤龍夫君、四番 大橋三男君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、十一番 林輝見君。

○十一番(林輝見君) おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、養老の魅力を高め、誇りに思えるまちづくりを目指す課題に關しての質問をいたします。

本題に入る前に、年度の変わり目に当たり、いよいよ養老と命名された改元一三〇〇年を記念する各種のイベントが、町民の協力を得て、まちの活性化につながり、飛躍する節目になることを願っております。

それでは、通告いたしております小・中学校の交流事業について、四項目に分けて質問をいたします。

一点目は、養老町は過去に小・中学校の児童・生徒を対象にした国内及び海外の交流事業を幾つも実施してまいりました。私が記憶する限りでも、北海道白老町、中国の小学校、アメリカのケント市などが思い出されます。過去における養老町が実施した交流事業の実施時期や継続年数、並びに廃止に至った経過についてお答えいただきたいと思います。

二点目に、最近の新聞報道でも、小・中学校の交流事業が幾つも紹介されています。近隣市町における実施状況や、規模について把握しておられるのかお答え願いたいと思います。

三点目は、養老町の次世代を担う児童・生徒の意識を深め、グローバルな人間形成には継続的な方針が不可欠と思いますが、見解をお答えいただきたいと思います。

四点目に、魅力あるまちづくりは、多彩な方策が求められると思えます。この課題に対しまして、今後推進する計画をお答えいただきたいと思います。

以上が最初の小・中学校の交流事業に関する質問内容であります。養老町の将来を見据えた、教育長の明快な回答をお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） それでは、ただいまの林議員からの質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、三番目のグローバルな人間形成についての見解についてと、四番目の今後の推進計画について、お話しさせていただきます。あと一番、二番については課長のほうで答弁いたします。

それでは三番目の、次世代を担う児童・生徒の見識を深め、グローバルな人間形成についての見解はということですが、まずグローバルな人材の育成について、文部科学省から出ている文書を見てみますと、グローバルな人材の定義として、一、語学力・コミュニケーション能力、二、主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、三番目として、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティー、四番目として、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性・倫理観、メディアリテラシー等と、非常に幅広い内容が記載されています。

語学力はもちろん必要ですが、それだけでは十分ではないと考えています。どれだけ流暢に外国語が話せても、判断力や主体性、協調性がないと、世界の人たちとともに歩んでいくことはできないと思っております。そういった捉えのもと、語学力以外の分野に関しまして、グローバル人材の育成の観点から、今後も指導に力を入れてまいりたいと考えております。

そういう意味から考えまして、現在養老町が進めていますコミュニティ・スクールですが、コミュニティ・スクールの中の地域交流を含めた交流活動を大切にしていきたいというふうに考えています。国内交流でも国際交流でも、感受性豊かな大切な時期に、日常では得られることが難しい環境と、体験の機会を与えることにより、自主性、主体性、人間性ととも、広い視野を得ることができると考えております。

他の人と交流することで、相互理解と触れ合いを深め、心の豊かな人間づくりを図っていきます。また、養老町を他の地域の人に紹介することで、改めてふるさとのよいところを知り、郷土を愛する心を育てることができると考えております。

次に、語学力の育成につきましては、現在養老町で勤務し、五年目を迎えておりますALT二名の採用も視野に入れ、夏休み中の子供向け外国語教室を増設し充実していくなど、より語学力の充実に努めてまいりたいと考えております。また、ALTの増員も視野に入れ、検討していきたいと考えています。

さらには、現在小学校に英語支援ボランティアをお願いしている学校もありますが、公募をかけるなどして支援者の確保を図っていったらというふうに考えております。

四番目の今後の推進計画についてですけれども、養老町では、ドイツのバート・ゾーデン・アム・タウヌス市と長年にわたりスポーツ・文化交流を行っております。平成二十八年度から、これまでの養老町日独交流事業実行委員会を、養老町国際化推進会議と改め、国際交流事業の内容の見直しも含め検討しているところです。

ドイツの中学生との交流について、私が昨年ドイツを訪問させていただいた折に、バート・ゾーデン市のアルテンカンピ市長さんに交流できないでしょうかという提案をしてみました。時間も十分なくて、今後継続して検討していくこととなっております。

また、できれば中学生と英語圏の生徒との国際交流が実施できればとも考えておりますが、これまでの国際交流事業の経緯等があり、なかなか実現が難しいところです。

地域間交流や国際交流については、第五次総合計画・後期基本計画においても、基本施策として進めていかなければならないものとしております。財政が逼迫する中、交流事業が行われなくなつたものと推測されます。交流という事業目的と、成果・結果が説明できる内容となるよう、人口減少が加速し、高齢化が進む中、外とどうつながっていくのか、これまでにない切り口で交流事業

が展開されればと考えております。可能であれば、民主導による事業に期待するところであります。以上です。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） 一点目についてお答えいたします。

教育委員会で行ってまいりました交流事業では、国際教育交流事業としまして、小学生を対象とした中国江西省南昌市と、平成元年（一九八九年）から平成十六年（二〇〇四年）の間に七回、延べ百五十人の派遣と、五回の招聘を行いました。中学生はアメリカ、ワシントン州ケント市と、平成五年（一九九三年）から平成十三年（二〇〇一年）の間に隔年で五回、延べ八十五人の派遣を行いました。

また、国内教育交流事業としましては、滝サミットの御縁で北海道白老郡白老町と、平成八年から平成十四年において四回、延べ九十一人の派遣及び受け入れを行ってまいりました。

いずれも、中止となった理由については、詳細な記録が残っておりません。

続いて、二点目についてでございます。

大垣市は、大韓民国とサッカー交流を隔年で派遣及び受け入れを行い、対象は小学生でございます。また、東京都荒川区と俳句相撲で派遣及び受け入れを行い、対象は小学生です。鹿児島市と派遣及び受け入れ、対象は中学生でございます。

海津市は、鹿児島県霧島市と派遣及び受け入れ、対象は中学生と高校生、山形県酒田市と隔年で派遣及び受け入れ、対象は小学生でございます。

垂井町は、カナダ、カルガリー市へ中学生を派遣。

輪之内町はカナダ、ヒントンへ中学生を派遣及び受け入れを行

い、姉妹校の提携をしております。

安八町は、中国江西省豊城市へ小学生を派遣、オーストラリア、パラマタ市へ中学生を派遣しております。

揖斐川町は、北海道芽室町と小学生を派遣及び受け入れ、高知県宿毛市と小学生を派遣及び受け入れ、アメリカ、セントジョージ市と中学生を派遣及び受け入れ。

大野町は、北海道へ小学生を派遣、カナダ、レベルストークへ隔年で派遣及び受け入れ、対象は中学生でございます。

池田町は、ニュージーランド、クライストチャーチへ中学生と高校生を派遣しております。

規模といたしましては、国内交流は一泊二日から四泊五日で八名から二十名です。国際交流は五泊七日から七泊九日で七名から十八名となっております。以上でございます。

〔十一番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） たいいま各項目にわたって答弁していただきましたが、一点目の経過、いわゆる廃止に至った経過というのが不明でありますというの、やはり児童・生徒を教育していくという観点からいっても、これでは目標と言いますか、全く次のことも視野に入れていないというような状況で経過が来ているんじゃないかなという思いがあります。これについては大きく反省をしていただきたいというふうに思いますし、二点目の近隣の市町の現状について報告いただきました。これを聞いて、啞然とするわけですよ、養老町が今やっている状況と、他の市町が積極的に若人を育てようという気持ちの差が明らかにしていると、こういう状況ではやはりこの町村の中で一番人口の多い養老町という、胸を張って皆さんに説明する状況じゃないというふうに思

っております。

また、今の国の施策として、グローバル化の人間を育てるという中で、これについても課題だけを淡々とこなしているという状況の範疇にしかない。それをもう一つ前へ出て、養老町として特徴あるものを生かして、それに関連した交流事業を進めるべきじゃないかなというふうに思っております。

それと、今最後の現在の状況から見据えた将来の形をという問いに対しまして、今バート・ゾーデンのほうの交流事業が、これは小・中学校じゃなくて、青少年いわゆる若人を対象としたスポーツ交流という範囲内と、一般・社会人を対象にした文化交流、これが行われている状況。これがプラス、この後に触れます薩摩義士の顕彰に関する、中学生の春の頌徳慰霊祭に参加した時期、向こうの中学生と一日交流をするというような状況である、これではやはり我々としてはとても他の市町に対して、また他の県に対して堂々とこういうことをやっておりますというふうな形で説明するに至っていない、そういうふうに思います。

再度、教育長に取り組みに対しまして、やはり養老町の特徴を生かすという中で、一つの目標を見つけていただけるかどうか、それについてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 私がこの仕事についてから、やはりこのことは、他の市町のことでもありまして、ずうっと考えてはきましたが、長年にわたるスポーツ・文化交流という伝統が養老町には根づいておいて、そことの関連がやっぱり必要なんではないかというふうな思っていて、新たな事業を立ち上げることも考えましたが、今のところ、先ほど申しましたけれども、国際交流事業を国際化推進会議という形で今検討しているところで、ドイツはもちろん

英語圏ではないんですけど、日本も英語を勉強していて、ドイツの子供たちは非常に英語の学習が早いということで、中学生同士ならうまく交流できるのではないかと考えて、市長さんに提案したわけですけども、継続検討課題となって、今後の方向についてはまた国際化推進会議等を通じて、検討、考えていきたいというふうに思っています。以上です。

〔十一番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 教育長から内情的にいろいろと苦しい部分をお聞きしたような気がするんですが、小・中学生は本当に成長が著しいときであります。こういう時期に物事に興味を持ち、目標に挑戦する重要な課題ではないかなというふうに、改めて私は町当局を初め教育委員会にひとつ提案を強くしておきたいというふうに思っています。次の質問に入らせていただきます。

安全で豊かに暮らせる先人への報恩感謝を伝承する薩摩義士顕彰事業についての質問に入ります。

これについては三項目に分けてお伺いしたいと思います。

まず養老町にゆかりがあり、宝暦治水で多数の犠牲者を出しながら工事を完成させた薩摩義士をたたえ、伝承する教材が近隣市町で採用されています。養老町では、この副読本といえますか、教材を使用されておりますでしょうか、お答え願いたいと思います。

次に、養老町には薩摩義士の出身地である鹿児島県から史跡を訪問していただく多数の方々がおられます。継続して毎年来ていただく小・中学生の団体もあります。現在の養老町の対応について、現状と見解をお伺いしたいと思います。

三番目には、岐阜県は鹿児島県と姉妹締結し、薩摩義士にゆか

りのある近隣市町も継続的な交流事業を展開し、友好関係を構築している状況の中、養老町は今後交流関係をどのように進めるのか、見解をお答え願いたいと思います。

以上、質問事項といたしますが、いずれも報恩感謝を伝承する関心度が高いものであります。教育委員会の簡潔で明快な答弁を願います。

○議長（吉田太郎君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） それでは林議員の二番目の薩摩義士顕彰事業に関する質問に対して回答させていただきます。

まず一点目の、児童・生徒に伝承する現状はというお尋ねでございますが、池辺小学校におきましては、廊下の展示ケースを利用し、薩摩義士に関する資料を展示するとともに、地域の歴史を伝承すべく薩摩義士踊りを運動会で発表しております。

また、薩摩義士顕彰会が主催し、四月に大巻の薩摩工事役館跡で行われます慰霊祭には、池辺小学校の三年生から六年生の児童が参加し、「薩摩義士の唄」踊りの奉納とともに、「ああ宝暦薩摩義士の歌」の奉唱に加わっています。さらに、八月に根古地の浄土三昧で営まれます慰霊法要においては、根古地、大場、瑞穂の子ども会が参加し、「ああ宝暦薩摩義士の歌」奉唱に加わっています。

また、毎年五月二十五日に、鹿児島市の平田公園で行われます頌徳慰霊祭には、高田中学校、東部中学校から生徒たち各二名が式典に参列しております。

これらの顕彰事業に参加し、薩摩義士の偉業を再確認するとともに、これまでも東部中学校、池辺小学校においては、総合的な学習の時間で地域の歴史、史跡を調べ、それに関する学習を通じ

て宝暦治水を伝承してきました。

この平成二十九年年度から、四月、六月、八月を除く年九回、月に一回程度の土曜授業が開始されることになっております。

この土曜事業では、ふるさと養老への誇りを育み、将来の夢を抱く子を目指し、新たに作成するふるさと養老テキストを教材として使用いたします。

小学校で使用しますふるさと養老テキストでは、中学年を対象として、「水害から暮らしを守る」を題材に、過去・現在における水害を防ぐ努力について調べ、多くの努力と工夫によって水害をなくし、豊かに暮らそうとしてきたことを理解するために、薩摩義士による宝暦治水を取り上げております。

また、中学校用のテキストでは、「養老人物発見、こんな人が活躍した」を題材に、養老町在住、または町出身の人物を調べ、その生き方から将来の夢について考えてもらうことを目的に、養老町ゆかりの多くの人物を紹介しております。

その中で、大正十四年八月に薩摩義士顕彰会を設立し、初代会長として薩摩義士の顕彰に尽力された山田貞策氏を取り上げております。

このように、ふるさと養老テキストを通して、町内全ての小・中学生に薩摩義士の偉業を紹介し、伝承していききたいと考えております。

議員の質問では、副読本を使用しているかというお尋ねでしたが、二十九年年度からこのふるさと養老テキストを小・中学校で使用することで、御理解願いたいと思っております。

続きまして、二点目の鹿児島からの史跡訪問への対応はというお尋ねでございます。

こちらにつきましては、少し前の話になりますけれども、平成

二十六年年度に宝暦治水二百六十周年、それと鹿児島市の甲東中学校と養老町の中学生の交流開始から十年の節目を迎えたということで、鹿児島市立甲東中学校の校長先生、それから生徒会の役員十名、引率の教員一名と鹿児島市教育委員会の職員一名、合計十三名を養老町にお迎えしました。

その際には、町教育委員会の職員が随行し、町内の宝暦治水関連史跡や海津市の治水神社を案内しました。

この事業につきましては、町教育委員会が鹿児島市教育委員会と協力し実施したものであり、職員が史跡案内をしております。

また、毎年七月に鹿児島県日置市の小・中学生が関ヶ原戦跡踏破隊を結成し、海津市からの養老山の山越えを行っております。

その際に、町内の薩摩義士関連史跡めぐりをする際には、養老ライオンズクラブさんのほうから行程表等の資料をいただいておりますので、時間を合わせて天照寺で出迎え等行っております。

続きまして、三点目の薩摩義士ゆかりの鹿児島市町との交流はとのお尋ねでございますけれども、現在養老町におきましては、鹿児島県内の特定の市町との相互交流というものは行っておりません。しかし、五月開催の頌徳慰霊祭で鹿児島市を訪れた際には、高田中学校、東部中学校の生徒代表が、鹿児島市立甲東中学校で交流会を実施しております。

鹿児島市訪問の際には、頌徳慰霊祭の式典参列、それから甲東中学校における交流会、それと市内の移動手段等につきまして、鹿児島市教育委員会の皆様に非常にお世話になっております。今後鹿児島市教育委員会の御理解・御協力を得ながら、中学生の交流事業については継続していききたいと考えております。以上です。

〔十一番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） 担当課長から御答弁いただきました中で、やはり今まで養老町の教育委員会が他の市町と違う見解で、教育主題が導入されていないという部分、この件について簡単に通過されましたが、歴史的、学問的にある程度明確な部分があるという状況は把握しておりますが、他の市町では、薩摩義士という今の時代に合わせたちょっと漫画的な副読本を教材として利用されている。そういう中で、わかりやすい報恩感謝の気持ちをみんなに持つてもらおうというような方策がとられているわけですから、その辺のところについても、もう一度近隣市町の状況を見ていただいて、これも鹿児島県のほうから製作された教材ですので、そういう点についても、もう一度調査していただきたいというふうに思います。

それと、来訪者の対応についてお答えがりましたが、やはり先ほどの言葉にありました、養老町には鹿児島県人会の会員の方も多数おられます。そういう方たちと連携をとりながら、この来訪者の情報もつかんで、できればその対応に協力をしていただくというような形をとっていただくのがマナーじゃないかなというふうに思います。私も時々、例えば桑名市の交流しておられる青少年、また羽島の民間団体が鹿児島県の中学生を、作文の優秀者を招待して歴史、史跡を回るという中で、役館跡の説明をしていただけないかという御依頼も受けた経験があります。そういうものもできれば行政側と連携を取りながら、資料等を提供しながら説明するのがベターじゃないかなというふうに思っております。

また、三番目の交流事業については、なかなか他の市町が進めておられるのと、バッティングするわけですよね。薩摩義士の方

の出身地、もう亡くなられたお墓のあるところを攻めていきますと、やはりかぶつてくるというような状況は多々あります。そういう中で、独自性を出して養老町として交流を進めるということであれば、それなりの調査もしながら、せつかく毎年五月の二十五日に開催されます平田公園の薩摩義士顕彰祭がありますので、そういう折を利用して、近隣の対象となるような市町を調査していただいて、交流にできるような新しい考え方もとらなきゃいけないんじゃないかなと。先般も教育長に鹿児島の人から預かりました資料をお渡ししてありますので、そういうものも参考にさせていただいて、また次の時代に合わせた交流をしていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問は終わりますが、ぜひともこの顕彰事業は近隣の市町と連携をとりながら進めていただくようお願いして、私の質問とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十一番 林輝美君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い二項目について一般質問させていただきます。

最初に一項目目、養老改元一三〇〇年祭地域の日実施事業についてお伺いします。

御承知のとおり、本年は元正天皇行幸と養老改元から千三百年の節目の年であり、養老改元一三〇〇年祭実施計画、「健康・長寿を願う清流の原点として、全国から人が集うまち養老町へ」のパンフレット、引き続いて元正天皇役、鈴木ちなみさんの「清らかな水の流れに千三百年の時を想う」のパンフレットで、年間ス

ケジュールを全戸配付され、盛りだくさんなイベントが実施予定であります。

三月二十日、春の観光シーズン幕あけに、日本百名水である養老神社菊水泉にて若水取りが挙行され、養老改元一三〇〇年祭オーピングセレモニー行事である記念式典が養老の滝前広場で開催され、続いて養老鉄道ラッピング記念列車出発式を養老駅にて、記念式典を皮切りに、十二月二十三日のクロージングセレモニーまで長期間にわたりますが、百年に一度の絶好の機会であり、養老町を飛躍させるためにも、大成功裏に幕を閉じることを願うばかりであります。

さて、町を挙げてのイベントであることから、地元民の盛り上がりが必要であります。町のイベントに加え、町内十一地区において地域の日を設定し、地域住民みずから誇り得るべき地域資源を発信することが予定されているとのことです。最近の地方創生事業にもつながる大切な視点でありましょう。

地域の日実施計画として、十月、各地区へ依頼され、十一月上旬、事業の内容確認のため各地区へのヒアリングをし、十二月上旬、事業内容決定と事業の流れを取り組まれ、地域の日企画運営業務委託のために、均等割・世帯数割の支出予定額が地域に示されました。そうだとすれば、積極的な地域住民の参加が必要であります。これから事業化に向けて、具体の検討がなされる段階とは思いますが、本来主役として活動する立場の住民の皆様が、余りこの事業自体を御存じないように思えるのが気がかりであります。もちろん私の杞憂に終わればよいのですが、本事業は養老町の委託事業として、平成二十九年五月から十一月にかけて順次実施されることですが、委託事業であることから、町担当部局において、この事業概要において把握しておられることと思いま

す。各地区より、魅力的な事業が提案されることを期待して、次の二点について質問させていただきます。

一点目、地域の日実施事業について、その周知、提案募集についてどのような方法をとられたのでしょうか。

二点目、提案概要についてお知らせください。また、その具体化に向けて、例えば何月ごろにどの地域でどんなことを何人程度の規模等、進捗状況についてどのように把握をしておられるのか、二点について町長より明確な御答弁をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） この件に関しましては、事業内容でございますので、担当課の部署で企画のほうからお答えさせていただきます。申しわけございません。

まず一点目でございます。地域の日の事業の周知方法でございます。

まず、提案募集につきましてお答えさせていただきます。まず地域の日、地区の日につきましては、養老改元一三〇〇年祭の事業を企画実施します養老改元一三〇〇年祭実行委員会などで、町民の皆さんに御意見を伺う中、過去にはぎふ中部未来博や花フェスタ記念公園での記念行事などがあり、県が主催したイベントの中では県内の各市町村の日があり、当然のことながら養老町も参加したわけでございます。

今回の一三〇〇年祭でもそれに倣いまして、各地域の日を設定して、その日にその地域の町民の皆さんに参加していただきまして、本祭のイベントを盛り上げていただいておりますかという提案がございましたので、この地域の日を採用させていただいたわけでございます。

この地域の日の周知につきましては、昨年五月以降各地域で実

施しました一三〇〇年祭の実施計画をもととした地区説明会、そういったもののほか、各種団体が主催します勉強会や研修会などの席でも、おおよそのその概要は説明させていただいております。その説明の中では、地域の日にかける思いといたしまして、この千三百年を機に、養老町に住む方々が一度地元を見詰め直していただいて、地域の魅力を再発見してもらいたいことや、就学や就職等で地域を離れた方にもこそって参加してもらいたい、ふるさと養老のよさを感じられるような行事にさせていただきたいということでも話してまいっております。

また、実施方法につきましては、ことしの十月に開催しております養老改元フェスタの期間中に、養老公園内に仮設ステージを設置しますので、その中で地域の日として各地域からお越しただきまして、伝統芸能等を披露していただきたいというような形で説明をしてまいったわけでございます。

しかし、多くの地域の方からは、そもそもそういったもの、伝統芸能等がないとの御意見や、地域の住民の方、また機材等を運ぶ交通手段がないとの声が多数ございましたので、改元フェスタ以外にもそれぞれの地域内で関連する行事を開催してもらいたいということも検討して、可能とするよう計画を改めさせていただきますわけでございます。

内部、事務局等において、説明会後に見直した全体計画や予算規模、素案を決めた後に、昨年の十月地域の代表であられます町区長連絡協議会役員会の場で、地域の日の提案を募集・依頼したところでございます。

その結果、地域の皆さんからいろんな御意見を頂戴しましたが、その後各地区の実情に合わせまして、個別に相談に応じてまいったところでございます。

二点目の提案内容についてでございます。どのように把握しておられるかということでございます。

現在把握しているものの中では、あくまでも予定や案の段階であります。未確定ではございますが、高田地区では夏祭りの中で、養老地区では盆踊り大会、笠郷地域では町民運動会、日吉地区では盆踊り・夏祭りの中でと、地域の特色を生かした特別な企画を行うものというふうにとっております。

また、広幡地区、上多度地区、小畑地区、多芸東部地区の四地区では、地域内の名所や旧跡等をめぐるウォーキング大会も計画されておると伺っております。さらに、池辺地区では薩摩義士にちなみました催し、また多芸西部地区では子供相撲大会、室原地区では曳山を使った人形浄瑠璃などの発表などを検討されており、具体的な計画は未定ではございますけれども、その地区ならではの特色あるものになるのではないかと考えております。

また、各世帯で最低でも一人は御参加いただけるとよろしいんですけれども、より多くの方に御参加いただけると、この行事が一層盛り上がるのではないかとというふうにと期待をしているところでございます。

期間につきましては、ことしの五月から十二月までの間というふうにお願いをしておりますが、早いところでは四月の下旬にでもやりたいというふうな形であるというふうな地区も聞いております。いずれにいたしまして、四月になりましたら、各地区と地域の日の事業につきまして、委託契約を結び、各地区で関連事業を実施していただきたいというふうにと考えております。

今、各地区の代表であります区長さんや公民館長さん、また自治町民会議の代表などと随時連絡をとりながら、事業の概要につきまして把握しているところでございますので、よろしくお願い

いたします。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 大変失礼いたしました。担当課長さんありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

各地区の具体的な計画は、ほぼほぼ検討されてはおりますが、まだ未定などところがあるという御返答で受けとめておりますが、早いところでは四月の終わりに事業実施という地区があると、それで四月には、各地区との事業実施にかかわる委託契約を締結され、今後関係者間で行事の最終確認をするというふうに受けとめました。

私の地区であります、多芸東部の日の開催事業について、事業内容確認のためのヒアリング後、実行委員会を設置され、養老改元一三〇〇年祭の趣旨にのっとり、町が願う地域の日、多芸東部の魅力を広く発信するとともに、地域住民のふるさと意識の涵養と、きずな意識の高揚を図るため、四月三十日、直江、金屋、飯積に残る、旧養老街道沿いの多芸東部の旧跡地、歴史的に詳しい方が地域におられまして、十五カ所をめぐる多芸東部養老街道ウォーキングとして実施計画がされ、そのパンフレットの作成、また旧多芸小学校の校歌をよみがえらせ、私たち多芸東部の文化として大切に育てていきたいとの思いで、校歌をCDに編集し保存するなど、ふるさと多芸東部を改めて見直す機会とし、その他多様な事業を企画され、養老改元一三〇〇年祭記念事業として残るよう、地区住民の自主的な参加を要請しておられるのが現状でございます。

次の段階で、全町民の地域イベントの周知、主体的参加の呼び

かけが重要になると考えます。そこで、委託契約により確定した各地区の行事内容について、対外的な情報収集はもちろんのこと、全町民への情報発信・提供を、具体的にどのようなようにされるのでしょうか。

実りある内容を実現してほしいと大いに期待してお尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 早崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

各地区での行事内容がわかりまして、まとまりましたら広報「養老」、また町のホームページ、ケーブルテレビ等で広く情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） それではよろしく願っています。

最後に、養老改元一三〇〇年祭イベントは、まさに百年に一度の、養老を対外的に売り出す絶好のチャンスであります。一過性ではなく、このイベントを養老町の輝ける未来に向かって、将来展望と問題・課題を行政側・住民側で共有するきっかけになるのではないかと考えます。その意識が関係者間で醸成されれば、それだけイベントは大成の評価を得ると私は信じています。

今、地方創生が声高らかに叫ばれておりますが、このイベントを成功に導くプロセスが、地方創生の一つのモデルになるであろうことを願い、一項目めの養老改元一三〇〇年祭地域の日の実施事業についての質問を終わります。

続きまして、二項目めの認知症予防にかかわる新規事業についてお伺いいたします。

認知症にかかわる問題・課題とその対応策のあり方については、平成二十八年九月議会において質問させていただきました。認知症予防の第一人者である鳥取大学の浦上克哉教授の見解とともに取り上げさせていただき、町当局から治療・予防にかかわる予算措置を含めて、前向きに取り組むためのお考えをお示しいただきました。

平成二十九年度予算案を見ますと、かなりの部分にその考え方が反映されており、積極的な対応に敬意を表します。かつて不治の病とも言われた認知症の研究も進み、かなりの確率で早期診断も早期治療もできるとのことです。

事業概要経費では、認知症を予防できるまちづくりとして、タッチパネル式コンピューター（物忘れスクリーニング検査）の導入、地域住民の認知症に対する正しい理解を促すための普及啓発活動、認知症のリスクが高まる生活習慣病の予防、個別指導の拡充、健康カルテシステム導入による住民の健康増進啓発の実施、また認知症を住みなれた地域で支えるまちづくりとして、認知症サポーター養成講座の継続実施、徘徊高齢者とSOSネットワークの構築や、認知症カフェ事業の拡大など、養成した認知症サポーター活動のフォローアップをされ、幾つかの事業が計上されており、これら認知症の治療・予防にとって、有効な手段として機能することを切に願うばかりであります。

認知症の治療・予防については、医師会、地域包括支援センター、地区民生委員等、関係者総ぐるみで取り組む課題であり、かつ喫緊の課題として緊張感を持って取り組むべきと考えております。

新規導入の機械・器具も適切に有効活用なさなければ、事業目的を達成することはできません。有効な施策展開のあり方について、

て、二点についての見解をお伺いします。

一点目、タッチパネルコンピューター（物忘れスクリーニング検査）の導入の時期、またMCIは治るといふ基本概念の一般住民への周知方法と、具体的なスケジュールをお伺いします。

二点目、検査結果を具体的にどのように活用されるのでしょうか。以上二点について、詳細を明確に御答弁お願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それではただいまの御質問につきまして、事業の具体的な部分になりますので、担当課より御回答させていただきます。

タッチパネル式コンピューター（物忘れ相談プログラム）につきましては、昨年十二月、鳥取県琴浦町での視察におきまして、その有効性を確認いたしましたので、六月初旬をめどに導入できるようにしてまいりたいと考えております。

一般住民への周知方法といたしましては、年度当初には専門職であるケアマネジャーが所属する居宅介護支援事業者連絡協議会、区長連絡協議会など、関係者への事業説明及び広報「養老」に事業内容を掲載し、養老郡医師会の認知症サポーター医の協力を得て、年内に町内全ての地区で、巡回型認知症講座として講演会及び希望者に対しタッチパネル式コンピューターによる検査を実施することにより、認知症への理解を深め、偏見や不安を払拭するとともに早期発見することが重症化への進行を防止する試金石になるものと考えております。

続きまして、二点目の御質問に対しまして御回答いたします。

物忘れ相談プログラムによる検査は、五項目から成る一次検査（おおむね五分程度）、それから九項目から成る二次検査（おおむね二十分程度）があります。

第一次検査で物忘れが始まっている可能性が疑われますと判定された方には、二次検査を行い、認知症サポート医による面談を実施し、精密検査が必要な人には専門医療機関への紹介、MCIの人には介護予防教室への参加を促し、非該当者には次年度の検査を勧奨していきたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

認知症対策に関しては、個々の機関の取り組みでは限界があると思われます。このため、関係者間での情報共有をどのように図り、総合的な施策を展開していかれるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 施策に関する御質問でございますので、私

のほうから答えさせていただきます。

国が平成二十七年一月に策定をいたしました認知症施策推進総合戦略、いわゆるオレンジプランでございますが、認知症は診療科を超えて連携して対応していく必要があるほか、介護による生活の支援がないと、医療での対応だけでは成り立たず、特に早期診断・早期対応においては、かかりつけ医、歯科医療機関、薬局、介護支援専門員など、さまざまな主体がかかわり情報共有することが重要であると掲げております。

当町では、平成二十四年度に養老郡医師会が中心となって、医療・介護・福祉関係者等で構成する養老町地域ケア多職種連携委員会が発足しており、定期的に情報交換をするほか、毎年認知症に関する計画を策定し、普及啓発としての専門職研修会を初め、一般町民向けの町民公開講座を開催しております。

さらには、平成二十八年三月末に養老警察署、養老郡医師会など関係八団体と、認知症に対する社会理解の促進、早期発見、治療への取り組み、関係機関での情報共有及び未然の事故防止等、認知症の人を含む高齢者ができる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく安心して安全に暮らし続けることができる町の実現を目的とする連携協定を締結しており、連携事項を推進すべく、協定者会議を開催し、団体から提案された推進案を連携できる実効性のあるものにするため、協議をしながら、その施策を進めているところでございます。

これら関係者間で、さまざまな意見交換や情報を共有しながら、真に町民に必要なものとなる得るものを国のオレンジプランに沿って、総合的に施策を推進してまいりたいと考えております。御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 詳細また明確に、町長また担当課より、

御答弁をいただきありがとうございます。

厳しい情勢、財政状況下ではありますが、適切な事業、スクラップ・アンド・ビルドが要求されるのは当然であります。町長の施政方針で、健康づくりについては、がんの早期発見、早期治療に結びつけるため、新年度より三カ年限定で、胃内視鏡検査を含む胃・肺・子宮・乳がんの全てでワンコイン（五百円）検査を導入する、そして認知症カフェの拡大と、軽度認知症障害の発見など、認知症対策に力を入れると述べられておられます。

また、平成二十九年三月、養老郡医師会より在宅医療マップが全戸配付され、町民の皆さんは大変参考になると喜んでおられます。また、包括的支援事業では、認知症の段階に応じた適切なサ

ービス提供の流れを示す認知症ケアパスを作成、配付されることとです。とてもよい戦略であると思います。

高齢者の誰もが発症する可能性のある認知症への対応を怠ると、医療、介護の財政負担が急増しますので、予防対策を徹底することが行政も含め私たちの課題であると思いますので、よろしくお願いたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時五十分といたします。

（午前十時三十五分 休憩）

（午前十時四十八分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして二項目について質問をいたします。

初めに第一問目の質問でございますが、消防活動の再考、見直しについてでございます。

昨今の消防を取り巻く社会情勢は著しく変化をしております、消防の使命であります住民の生命及び財産を守る責務を全うするため、さらなる消防力の充実・強化を図る必要性があるというふうに考えられます。また、地震や風水害の自然災害、そういったものへの備えや対応の充実を図ることも不可欠であるというふうに考えられます。

そんな中、養老町の東部地区でございますが、現在、大手の商

業スーパーやホームセンターが存在をしております。また、今後さらには公営競技のボートピアやら大型商業施設の店舗も進出が進められておる状況でございます。そんなことの中から、今後は町外から多数の人の出入り等が考えられます。

そうした中、交通事故やら日常生活上のけが人や急病人の増加、また地震等、有事の際の対応が懸念をされるものでございます。しかしながら、当地区の管轄をしております南部分署でございますが、現在、有事の救急や火災の際には留守という状況でございます。まして、施設をして出動をしておるといふ状況でございます。これにつきましては、地元住民より不安視をされておる状況でございます。

そこで、最初の質問をいたします。

南部分署は東部地区の、町が基本施策としてある安心で安全なまちづくりを担う重要な指導者の立場にある組織でございます。地域の実情に即した適切な消防体制を整備していただくという意味で、南部分署の組織をいま一度見直していただき、増強をさせていただきたいというものでございます。こういった考え方をお尋ねいたします。

次にでございますが、トビはしご登りについての質問でございます。

トビはしご登りにつきましては、養老改元一三〇〇年祭を盛り上げるべく、消防団員のみで構成をされて実施をされておりますが、団員の皆様方には日常の仕事に加え、日ごろの地区の消防活動、また定期的な訓練や講習会及びポンプ操法の練習、また大会への参加、防災水防訓練等々のさまざまな行事の中でトビはしご登りの活動をしていただいております。心から感謝を申し上げる次第でございますが、今後やはりトビはしご登りを

継続していくには、会社の休日体制や社会情勢の変化によって、ほかに仕事を持つ現状の消防団員に頼るのみでは限界があるというふうに感じられるわけでございます。

そこで、御質問を申し上げます。

先ほども申し上げましたが、トビはしご登りを未永く継承していくには、やはり保険の関係やら補償等の諸問題がございますが、消防団のOB、また興味のある一般者も公募等で協力が願えれば、そういった方々と愛好会とか保存会、そういった組織化での存続が望ましいのではというふうに考えます。その辺の当町の今後のお考えをお聞かせ願いたいというものでございます。

二点目でございますが、現在、養老町がお世話になっておるとお聞きをしております金沢市の加賀、それと恵那市のトビはしご登りの運営形態をお教え願いたいという、以上、三点について御回答を願います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） それでは、大橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、南部分署の増強というような意味だというふうに感じますけれども、常備消防につきましては、総務省消防庁より発出されました消防力の整備指針に照らし合わせますと、養老町における署所の設置基準は、市街地については区域内の人口による署所の数を基準としており、人口規模三万人の養老町における署所の数は一署となっており、現状で充足をしておりますが、市街地に該当しない地域には地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができるとなっており、養老町管内には南部分署が配置されております。一署一分署で消防力の整備指針の基準から見ても、充実をしておると考えております。

南部分署につきましては、現在六名を二交代制勤務で三百六十五日二十四時間対応をしております、救急救命士の常勤、また平成二十二年より泡消火システムにより効率的な消火作業が可能なキヤフスつき消防ポンプ車及び最新の高規格救急車を整備し、消防救急体制の充実・強化を図っております。

南部分署が出勤中においても駆け込み電話を設置し、来署者が受話器を上げるだけで消防本部司令室に直接入電できる設備となっております。

緊急時の即時応援態勢の充実・補完も図っておりますが、東海環状自動車道の開通に伴う災害事案への対応強化や、東部管内の現在の大型店舗等に加え、新たな大型商業施設・複合施設の出店に伴い集客効果による交通量の増加も想定され、救急事案等災害出動件数や業務量の増加も同様に思慮されることから、今後は災害事案増を考慮した職員の配分の検討や職員増員を視野に入れた対応、警防予防業務並びに緊急対応等のための日勤者の配置も考慮し検討をしていきたいと考えております。

次に、トビはしごの運営というところでございます。

養老町消防団のトビはしご登りにつきましては、町の広報紙や消防団関係の冊子、一般誌にも掲載をされ、少しずつではありませんが町民や各地の皆様にも認知されるようになってきたと思っております。しかしながら、消防団の行事として行っているため、トビはしご登りの団員には操法大会、機動演習等、既定の行事に加え実施していただいているのが現状であり、団員には多大の負担をかけていると思っております。

議員が御指摘のとおり、団員の負担を減らすため、今後、保存会、後援会の等の発足に向けた運営方法についても検討しなければいけないと考えているところでございます。

当町のトビはしご登りが演舞やはしごの制作指導でお世話になっております金沢市消防団及び恵那市消防団の運営形態につきましては、金沢市においては加賀とびはしご登り保存会を組織し運営をされております。恵那市においては、消防団本部組織の中にはしご登りを位置づけ、運営をされております。

保存会の発足については、このようないろいろな運営方法を検討し、将来的には消防団OBや地域の皆様の協力を得ながら、保存会、後援会等の組織化に向けて検討をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） よく理解はできました。特に再質問はございませんので、要望をいたします。

現在の常備消防の整備は、消防力の整備指針の基準に則されて整備をされているというふうな回答でしたが、南部分署の地元での存在意識は、やはり常備消防署として二十四時間、終日誰かが勤務をしているを基本として考えられております。安全で安心なまちづくりを目指す当町においても、東部町民の安心感をもたらすために、有事の際のみとはいえ、施設して留守の体制の時間があるのは好ましくないというふうに思われます。指針にもございます地域の実情に即した適切な消防設備の整備ができることをさらに利用していただきまして、職員の配分や緊急対応の検討を強く要望をしておきます。

また、トビはしご登りは、お世話になっております消防団員には日常生活にも何かしらの支障がある団員も考えられますので、ぜひ一日も早く組織化に向けての最良の運営体系を見出していたきたいというふうにお願ひし、十分に検討をしていただけると

理解し要望にとどめて、次の質問に移ります。

次の質問でございますが、国策に準ずる町行政のお考えはという二点についてお尋ねをいたします。

最初に、マイナンバーの活用の事業でございます。

総務省では、マイナンバーカードの利便性の向上を図るため、全国どこでも利用できるようにしたいとして全国の自治体に働きかけ、コンビニ等で住民票の写しや印鑑登録証明書がとれるシステムの導入を推奨し、自治体が行う回収費の国からの財政支援の引き上げやコンビニに支払う手数料の軽減等、平成二十九年から三年間、財政支援の拡充を進める方針であると、そんな施策の報道がございました。

そこで、質問をいたします。

当町においてのマイナンバーカードの申請数をお尋ねいたします。

二つ目は、この施策に対しての隣接自治体の動向状況をお聞きいたします。

また、この施策に今後、町の方針はいかがなものかというもの、三点をお尋ねいたします。

次に二点目でございますが、ふるさとづくり支援についてでございます。

これも政府が、歴史や文化を重視したふるさとづくりに取り組む地域に、企業の経営者やら学識経験者らをふるさとづくり実践活動チームとして派遣をしていただける。また、観光振興などアドバイスを行う支援を強化するとともに、人口減少や少子・高齢化が進む中、ふるさとの魅力を高め、地方の活力向上につなげ、歴史や文化、それに景観も重視したふるさとづくりに取り組む地域を支援するという施策でございます。

それにつきましましては、さらに自治体、民間企業との意見交換会等を開きまして、地元にある特産品の魅力の伝え方、観光客へのPR方法を専門的な立場からアドバイスを行っていただけると、こうした活動を地方創生に向けた新たな施策の検討に役立てるとともに、先進的な取り組みを全国に発信するというものがございます。

そこで、質問をいたします。

当町において、この施策の活用のお考えをお聞きいたします。

質問については以上でございます。御回答を願います。

○議長（吉田太郎君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 私のほうからは、マイナンバー制度に関する三点の大橋議員の御質問につきましてお答えをさせていただきます。御質問内容が事業の具体的な内容となりますので、担当課の私のほうから御説明をさせていただきます。まず一点目の、当町においてのマイナンバーカードの申請数、また申請率についてでございますが、当町の申請及び申請率は、平成二十九年二月末現在で申請枚数が二千三百一枚、申請率が七・四％と低迷しており、いまだ普及していないのが現状でございます。

次に、二点目の隣接自治体の動向につきましてお答えをさせていただきます。

近隣におきましては、既に大垣市がコンビニ交付を導入しております。昨年度のコンビニ交付の利用実績は全体の一・六％、全国平均は〇・六％となっております。証明書発行はコンビニ交付より窓口交付に集中し、実績が伸び悩んでいるのが現状であります。これにつきましては、コンビニ交付においてマイナンバーカードの使用が必須であります。全国的にマイナンバーカードの普及

率の伸び悩みが要因ではないかと考えております。近隣の市町においても同様の課題を抱えており、大垣市以外では導入は予定されていない状況であります。

次に、三点目の今後の町の方針につきましてお答えをさせていただきます。

コンビニ交付の導入に当たり、システム構築費として約二十万円、コンビニ事業者手数料として一通につき百十五円、運営費負担金として年額七十万円の多額の経費がかかります。既存設備等を含めた費用対効果、またマイナンバーカードの普及が低迷していることを踏まえ、導入に当たっては慎重に検討する必要がありますので、近隣の市町の動向を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目のふるさとづくり実践活動チームの活用の考えはということに対して、私のほうからお答えをさせていただきます。

ふるさとづくり実践活動チームにつきましては承知をいたしておりますが、国が公表している内容では、平成二十八年十二月に滋賀県長浜市において第一回の実践活動が行われ、第二回が本年一月から三月に沖縄県内で調整中となっております。ふるさとづくり実践活動チームの活動に関しては、現在のところ国から具体的な内容が示されておらず、長浜市の例にあるように、地元ふるさとづくり推進組織等の活動が活発に行われるなど、全国モデルとなる取り組みがなされている地域に限定された派遣であると思われま。

本町におきましても、観光振興等に資する新たな施策を検討する場合には、チームのような専門家の意見や外部からの視点は取

り入れる必要はあると考えますので、今後も国の動向を注視し検討させていただきたいと存じます。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） マイナンバー活用の施策でございますが、国民の利便性向上のためにコンビニ交付の環境の構築を目指してのサービス事業であると位置づけられておりますが、個人の意見でございますが、現在、国内でも行政や警察を名乗った詐欺が頻繁にあり、被害額も五百億円とも言われておる状況でございます。今回の施策は、今後の高齢化に向けての犯罪に利用される可能性も懸念をされます。また、当町においても申請率も低いことから、慎重に検討をされるという御回答は賢明であるというふうに思われます。

また、ふるさとづくり支援の施策については、やはり全国的な施策であるということでございますので、多数の自治体からの要請、募集があると考えられます。規模や条件による細やかな難易度の高い採択基準が考えられますし、町としても、養老改元一三〇〇年祭を機に、ふるさとづくりに最大限の試行錯誤をしていただき、こういった施策を活用しつつ、さらなる養老町の活性化のために全国へのPR活動を実践していただくように、提案でございますので返答は要りませんが、強く強く要望をしておきます。これにて、要望として、質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、四番 大橋三男君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ただいま議長より指名をいただきました。

養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより三つの項目について一般質問を行います。一つは町の方針を質問し、あとの二つは提案を行います。

なお、今回の質問は、議場にいる皆様だけでなく、インターネットユーザー、ケーブルテレビの視聴者の方にもわかりやすい内容にするため、コンパクトで簡潔に質問を行いますので、執行部の答弁もそのように御協力いただけると幸いです。

まず、一つ目の質問を行います。

現在、養老町内には、押越、下高田、岩道の三つの町営住宅と改良住宅が九カ所にあります。どちらも町営住宅ですが、便宜上、分けて表現させていただきます。

事前の調査によりますと、押越、下高田、岩道の三つの町営住宅において十一世帯で百六十三カ月分の家賃滞納があり、合計金額が約五百万円ほどとなっております。額の大きなものと二百万円ほどの滞納者世帯があります。

なお、改良住宅においては、これまでに和解等の案件が専決処分され、議会で報告されていることからわかるように、町が弁護士事務所と契約を交わし、法的措置等により滞納処理を進めていることは周知のとおりです。

今回は、これ以外の三つの町営住宅の滞納処理の現状と今後の方針について伺います。

一、滞納者への対応は。二、法的措置の実施について。三、今後の方針は。以上の三点で御回答ください。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず一点目、滞納者の現状と対応ということでございます。

町営住宅の家賃の徴収を適切に行うことは、町営住宅に係る業務として極めて重要なものであると考えているところでございます。町営住宅の二十七年年度までの滞納額としましては、先ほど議員が質問の中で申されました全体で約四百八十二万円、滞納戸数十一戸となっております。現在の滞納者につきましては、面談を行い、納付誓約等により各個人の状況に応じて納入されており、連絡のとれない方はございません。個人の収入状況等により未納が発生するおそれがありますので、入居者とも相談をしながら進めております。未納が発生した場合には、督促状を送付し納付の促進を図り、年に一度、全滞納者に対し納付催告書を送付いたしております。

二点目の法的措置等の実施についてでございますが、現在、法的措置等に進んでいる案件はございません。

三点目の今後の方針につきましては、仮に、現在、納付誓約済みの方で、特段の理由もなく誓約どおりに履行されない場合、あるいは新規の滞納者で、滞納している理由が不明で連絡がつかず、誓約等の話ができないなど、相手に相当の非があると認められる場合には、契約解除や退居等の法的措置を視野に入れて厳しく対処していくこととなります。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

押越、下高田、岩道の町営住宅には高額な滞納者世帯もあるようですが、現時点で法的措置にまで至っていないのは、町が滞納者世帯の全てと返済に関して話し合いができており、計画どおり返済が進んでいるという解釈でよいでしょうか。

また、計画どおり返済がなされない場合においては、三つの町

営住宅においても改良住宅での事例のように法的措置に移行するということでしょうか。以上の二点についてお答えください。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目の計画どおりなのかどうかというところでございますが、計画どおりでございます。まだ法的措置に至るまでには至っていないとこちらのほうで判断をしているということでございます。

それから二点目、返済されない場合は法的措置にまで移行するのかと、そのとおりでございます。全て、町営住宅であっても改良住宅であっても厳しく対処をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 三回目の質疑に入ります。

ルールに基づいての法的措置もいでしょう。公平・公正も大切なことです。ですが、住宅は生活の基盤です。法的措置に移行される場合には、慎重に、かつじっくりと検討を重ねられることをお願いして、次の質問に入ります。

公共の施設の命名権を販売し、企業等をスポンサーとすることで収入を得る制度にネーミングライツというものがあります。有名なものでは、サッカーJリーグの味の素スタジアムやプロ野球のヤフーBBスタジアムがあり、県内でもヒマラヤアリーナ等があります。

近年、養老町は町の人口減とは反比例するように予算規模が増大しており、来年度予算案も約百十億円、百九億九千八百万円という大きなものになっています。国からの交付金だけでなく、独自の財源としてこのネーミングライツを導入し、町の財政難を少

しでも改善してはどうかと提案します。見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤産業建設部長、答弁。

○産業建設部長（佐藤嘉但君） ただいまのネーミングライツ導入の御提案ということでございますので、養老町の現在の基本的な考え方、今後の方針も含めて御答弁申し上げます。

御提案いただきましたネーミングライツの導入につきましては、御承知のように岐阜県を初め岐阜市、羽島市、多治見市などで施設運営費等の経費を捻出する手段の方法の一つとして導入が進められておりますが、文化施設、スポーツ施設だけでなく、全国ではさまざまな公共的施設等への導入に広がりを見せているという現状でございます。

こうしたネーミングライツ制度につきましては、町側には施設運営に係る資金の確保、企業側にとりましては宣伝効果や社会貢献による企業イメージの向上等、双方にメリットがあるというところでございます。大都市圏以外の地域では、これはデメリットの面もあるということでございますが、スポンサーとなる企業を探るのが困難であるとか、ネーミングライツを取得した企業側は、いわゆる費用対効果をはかりかねているというケースも多く、課題も多いものと認識しております。

なお、平成二十六年十二月議会におきまして、三田議員より、スポーツプラザ養老へのネーミングライツについて導入してはどうかと御質問をいただいておりますが、企業から希望があった場合は検討すると御回答をさせていただいております。ちなみに参考までに、町内の一部の企業ではございますが、意向を確認したところ、課題が多いということでございまして前向きな回答は得られなかったというのを聞いております。

また、利用者にとっては問題点も少なからずあり、企業名や商

品名を冠することによって、その名称ばかりが目立って、どのような施設かわからなくなるということもございまして、短期間で施設名が変更になる可能性があり、混乱を招くおそれがあること、また、つけられた名称が施設名として適切かどうか等、住民や利用者の理解や合意が得られるかどうかといった問題もございまして、また、もし購入した企業に不祥事等が生じた場合、当然ですが施設のイメージも低下するおそれがあるということでございます。しかしながら、岩永議員が提案されますように、厳しい財政状況の中でございますので、自主財源を確保することについては非常に重要であると考えておりますので、先に述べた問題点も考慮しながらガイドラインや要綱の整備を行い、ネーミングライツ導入に向け購入を希望する企業を公募するなど、調査・研究も含めまして取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 近隣では、このネーミングライツが既に養老鉄道沿線の桑名市で、市民会館や体育館等五つの施設を対象にして導入しています。

また、昨年本庁舎一階の玄関を入って右手に設置された広告つき情報掲示板、どんなものかといいますが、養老町の地図があり、これに広告料を支払った企業と町の施設等を掲載した掲示板で、町外の企業が設置をしています。これも確認したところ、養老町では電気代のみを設置事業者から徴収をしています。この掲示板でも、先ほど述べた桑名市では、養老町とほぼ同様の広告つき情報掲示板を設置するに当たって、設置事業者から一定の使用料、九十万円ほどと聞いておりますが、徴収しているそうです。こう

いうところだと思ふんです。コスト管理というか、コスト意識があらわれるんです。

昨年的一般質問でも取り上げましたし、先日開催された予算委員会の中でも審議をさせていただきました。一三〇〇年祭でたっぷりとお金を使うのもいいんですが、町の収入をどうやってふやすか、こういう取り組みにも一三〇〇年祭と同じか、それ以上に一生懸命になっていただきたいのです。

今回提案の施策は、例えば新たに看板を設置する場合も命名権を購入した企業が行うこととなります。行政の正式な書類上の変更もありません。町の金銭的な持ち出しもありません。命名権の金額設定も、全国にある何千万円というような有名な施設と同じようなものではなく、まちの規模に合ったものに設定すればよいと思います。例えば、大阪府泉佐野市では泉州タオル館という施設、年間数万円でネーミングライツを行っています。調査・研究や検討も大事ですが、早速の導入を含めた見解を求めたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 御質問にお答えをしたいと思います。

議員の御提案のとおりだというふうに感じております。例えば一つの看板についても、そういうことができるのかどうか、先ほども部長のほうからお答えをさせていただきましたが、今後そういったことを行えるように調査、検討、要綱等のものも整備しながら進めさせていただきたいと考えております。

今後も御協力よろしくお願いを申し上げます、返答とさせていただきます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 提案どおり進めていただけるといことで

すので、今後の報告を楽しみにしています。

それでは最後の質問に移ります。

先日、養老の宝もの四十六選が選定され、パンフレットが作成されました。まちの宝もの四十六選ですね。

こういうものですが、写真つきで大変よいものができ上がっていると思います。地域で開催されているいきいきサロン等で配布したところ、皆さん大変好評でした。

町内外の方に、この養老のまちの宝物を知って、じかに触れてもらうためにも、四十六と書いて養老と読む「四六ツアーズ」の開催を提案したいと思えます。といってもそんなに難しいことではなく、町で所有しているバスでぐるりと周遊してもいいですし、健康目的のウォーキング企画と連動させてもいいんです。これならコンサルに依頼することもなく、手軽に実施できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

養老まちの宝もの四十六選の認定事業は、新生養老まちづくり構想の方針三の二、親孝行のふるさと意識の醸成を目的とした事業であり、親孝行のふるさとや老いを養う町としての養老町の発展に深く貢献してきたものの中から、皆さんが後世にまで大切に守り伝えていきたいと考えるものを募集し、その中から認定をされました。こうした中、提案のあったような養老まちの宝もの四十六選をめぐるツアーを実施できたならば、養老町の親孝行のふるさと意識の醸成に資する魅力的な事業になると考えます。

ただ、宝物の中には高田祭や室原文楽、宇田雅楽、養老小学校

のオペレッタ「養老物語」に代表されるように、時や場所を選ん
で実施されるものも多く認定されており、ウォーキングやバスツ
アーなどの事業実施に当たっては、そうした宝物を所有・管理す
る方たちの都合を考慮する必要もございます。

また、こうしたツアー事業を実施するに当たって、参加料等の
徴収といった受益者負担を検討することも費用面で重要になって
まいります。近年ではこうした参加者負担をお願いして実施す
る観光ツアー事業の中に旅行業法違反のおそれが指摘をされる事
例が増加しております。

さらに、平成二十七年からは養老まるごと玉手箱と称して養
老町の魅力を掘り起こす事業も行っており、その中で町民主体と
なって企画したプログラムには、四十六選に認定された柏尾廃寺
跡や千歳楼の魅力を多くの方々知っていただく内容のものもご
ざいます。

そのため町といたしましても、町のバス等を利用しての養老ま
ちの宝もの四十六選のツアーに当たっては、法令を遵守し、所
有・管理者の方々の御意見も伺いながら、養老まるごと玉手箱事
業の活用も含めて検討していくべきだと考えております。よろし
く御理解をいただきたいと思えます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） いかんせん、やりっ放しが多い養老町です。

四十六選を選定してかるたをつくりました。今後、かるた大会を
やるだけで満足ということのないよう、次を、その次をと開拓し
ていく意欲のある戦略を持っていただきたいと思えます。町内
には日本刀の鍛冶である直江志津のように、歴史的に価値があり、
近年の刀剣ブームに乗れるような観光資源もあるんです。私も現

地での解説など、できることは協力するつもりです。

先ほど検討をしていただけとの答弁をいただきましたので、
機を逸することのないよう早い時期での実施を要望しつつ、今回
の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終
わります。

これより暫時休憩いたします。
再開は午後一時よりいたします。

（午前十一時三十五分 休憩）
（午後 〇時五十六分 再開）

○議長（吉田太郎君） 会議を再開いたします。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、
通告に基づき三項目で一般質問を行います。

私は、清水、稲葉、大橋と三人の町長のもとで三月六日に三十
回目の施政方針を聞きました。施政方針は、一年間の養老町を維
持・発展させ、町民の共同生活を守る基本を示すだけに、議員に
とり、その内容はとても興味深く、緊張感のあるものです。

平成二十九年度の施政方針は、憲法における個の尊厳と地方自
治が定める住民福祉の向上という二つの基準に照らし、幾つかの
点でこれまでにない違和感を覚えました。

まず町長は、安倍晋三総理の施政方針から、我が国を取り巻く
さまざまな壁に挑戦する姿勢を「未来を創る」という言葉に託し、
国民に行動することを強く訴えましたと引用され、養老町も、抱
えるさまざまな壁を打ち破り、町の未来をつくるため、町民の誰
もが夢に向かい、頑張ることができるよう各種事業を推進すると

述べられました。

かつてアメリカのケネディ大統領は、その就任演説で、国民諸君よ、国家が諸君のために何ができるかを問わないでほしい、諸君が国家のために何ができるのかを問うてほしいと訴えました。歴史に残る名演説と言われていますが、同時に、立憲主義に反し、国家と国民の関係を逆転する危険な演説との評価もあります。

安倍総理は、壁の具体的な中身について、壁がなぜできたのか、その政策的な原因について触れていません。また、全国津々浦々で経済の好循環が生まれていると言われましたが、経済の主役である家計消費が十五カ月連続で低下していることや、社会保障関連の自然増の経費を五千億円も削減したことには最後まで触れませんでした。アベノミクスがうまくいっていれば、国民に壁に挑戦せよなどと演説、説教する必要はなかったのではないのでしょうか。

そこで、伺います。

町長が認識される養老町の壁とは何ですか、具体的にお答えください。また、その壁ができた原因は何ですか。

二点目は、施政方針には繰り返し「町民が一丸となって」や「協心戮力」という言葉で町民に気概を持つことを求めています。行政の長に言われるまでもなく、遠い先の未来より、あすのために誰でも頑張らざるを得ない町民の方は数多くいらっしゃるでしょう。

それに、何よりこの文言には、町長が学校の部活動の熱血先生、町民が部活の部員、生徒であるかのような上下関係を連想させる違和感を覚えます。部活は生徒みずからの好みと、得意分野で選んで参加するものです。

ところが、自治体は違います。町民一人一人には多様な価値観

があり、多様な価値観が共存しています。行政の長が町民に気概を持って説教するのは、この尊厳に最大の価値基準を置く日本国憲法のもとではなじまないのではないのでしょうか。価値観の多様性の尊重こそが自治体が最重点に守るべき価値だと考えます。

つい最近まで、ハンセン病の方々の隔離が行われてきました。昨年四十六人の障害の方が殺傷された津久井やまゆり園の事件は、背景には命の価値に優劣をつけるおぞましい優位思考があるからではないでしょうか。

一丸とならない自由もあります。頑張らない自由、弱くてもよい自由もあります。近年では、オリンピックの最中に会場近くでオリンピック反対のデモが行われるのは普通の光景となりました。一三〇〇年祭を快く思わない人、さまざまな障害で一三〇〇年祭を理解することができない人、イベント会場に足を運べない人もまた法のもとで平等を保障された町民で、そういう人たちの人権も町長には全力で守る責務があると考えるものですが、その見解を伺います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第一点目、養老町の壁とは何かという問題でございます。

私が思う本町の壁でございますが、やはり一番大きいと感じていることは人口減少でございます。一昨年に実施された国勢調査においても、町の人口が三万人の万台を割り込みました。また、私が予想する以上に、若い世代の流出や出生数の減少のスピードが速いのではないかと感じております。

次に、企業誘致や雇用の確保といった面でも、現段階においては十分な成果が得られていないと感じており、就職や結婚を機に

この地を離れる若者がふえている要因の一つであると考えております。

さらに、数年ごとに難航する養老鉄道の存続問題や少子化だけが原因ではないとは思われますが、私立保育園の相次ぐ休園・廃園などが続いております。こうしたさまざまなことが重なり、積もり積もって少しずつ少しずつ人口の減少が進んできたのではないかと考えております。

若者が自分の将来を考えたときに、働く場所がない、結婚する相手がいない、子供を預けるところがない、通勤・通学をするための手段がないという町であれば、人生設計を描くことができません。また、そういった町に対する愛着が薄れたり、住みたくなってしまう人がふえることはごく自然なことであり、住みなれたふるさとよりも他の市町を魅力的に感じ、転出を考えるとという心理は私にも理解はできます。だからこそ、これ以上人口減少が悪化することがないよう、今しかできないことを着実に取り組んでいかなければなりません。

そうした意味において、養老改元一三〇〇年プロジェクトは地域活性化のための起爆剤となる可能性がありますし、東海環状自動車道の（仮称）養老インターチェンジやアクセス道路などの基盤整備とあわせて企業誘致を進めることにより、雇用の確保が図られ、人口の減少に歯止めをかけるだけでなく、他の自治体からの流入をふやすことができるよう、将来の町の姿を見据えた町政経営を進めてまいりたいと考えております。

二点目でございますけれども、町民の多様な価値観の共存や尊重こそ自治体が最重点に守るべきではないかという御質問でございますけれども、町民が一丸となって申し上げましたのは、養老改元から千三百年を迎えるこの一年は、後にも先にもこととし

かないわけでございます。こうした機会を逃すことなく、町の活性化につなげることができるよう、町民一人一人が心を一つにして盛り上げていきましようということを呼びかけたものでございます。町民の多様な価値観の共存や尊重といったことを否定するような思いはございません。

ただ、自治体が最重点に取り組むべきものであるのは、町民の生活を守ること、安心して暮らせる町であることを実感できる町にすることが自治体の第一義であると考えております。町民の多様な価値観の共存や尊重はグローバル化が進む現代において大変重要な考え方であると思いますが、町政経営においては、そういった価値があるとか価値がないというような個人的な主観や視点に基づき町政を進めるのではなく、毎日の町民の暮らしが不都合なく、ただ平穩に送ることができるような町にしていくことこそが大切ではないかと考えております。

そういった中で、町民が有する多様な価値観が受け入れられ、お互いに尊重し合えるような環境づくりのために、本町がこれまで大切にしてきた人権施策を初め男女共同参画社会の形成や多文化共生の推進など、さまざまな施策が必要であると考えており、新年度においてもそのような取り組みを進めてまいりました。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 私のミスで、一項目の一点目、二点目と答弁をいただいでしまいましたので、三点目、一の三と四の質問をして、三と四で答弁をいただき、最後に再質問させていただきますというふうに思います。

三点目は、地域自治町民会議について伺います。

施政方針では、地域自治町民会議に既存の補助金を集約し、地域の裁量により使い道が決められる自由度の高い交付金として交付をし、自治町民会議の積極的な活動を支援すると述べられました。

そこで、伺います。

自治町民会議を採用しない地域の自主性は担保されていくのでしょうか。

四点目は、下水道事業について伺います。

施政方針では、これまでの方針を転換し、下水道にかわる汚水処理施設として合併処理浄化槽の推進をすると述べられました。

私は、ここに平成十三年から平成十七年度までの養老町下水道事業北部処理区整備推進委員会などで議論された資料を持ってまいりました。この委員会は、小畑・多芸東部・日吉・室原地区の地域内の快適な生活環境の確保と、公共用水域の水質保全を図るため、下水道事業の整備を円滑に推進することを目的とした組織でございました。平成十三年七月三十一日には、協議の結果、北部処理区の事業手法を特定環境保全公共下水道とすることが決定されています。しかし、平成十六年十二月には終末処理場建設地をめぐる合意が得られず、平成十八年からは会議の招集が断ち切られてしまいました。私の記憶には正式な解散宣言は行われていないように思います。

これまで、高田を中心とした公共下水道事業、三郷エリアの農業集落排水事業、大場のコミュニティ・プラントが当初の計画で整備されていますが、今後これまで町が描いてきた下水道事業計画は全て白紙になったと理解してよいのでしょうか。北部処理区整備委員会のような組織を町は承知しているのでしょうか。また、組織も含め、町民への周知をどのようにお考えなのか。また、町

単独での補助金の基本的な見解について伺います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 自治町民会議を採用しない地域の自主性は担保されているのでしょうかという御質問に対してでございますけれども、地域自治町民会議の設立につきましては、第五次総合計画及び総合戦略においても重点プログラムの一つに掲げられていることに加え、総合計画の目標指標や総合戦略のKPI、重要業績評価指標にも掲げられていることから、今後、数年内に町内全ての地区において自治町民会議を設立していただきたいと考えております。

自治町民会議を採用しない地域の自主性は担保されているかとの御質問でございますが、現時点において既に組織が立ち上げられている上多度地区や笠郷地区においては、地域住民を対象にしたアンケート調査や町からの説明会、大学の講師を招いた講演会などを通して自治町民会議を設立することの意義や必要性について繰り返し学び、検討を重ねてこられました。

また、現在、設立準備委員会が立ち上げられております広幡地区においても、先進二地区と同様にアンケート調査を実施し、自治町民会議の設立に対する地域住民の意向を把握しておられるとお聞きしております。

これに対して、未設立の地区の中には、いまだ自治町民会議についての説明会の機会すら一度も持たれていない地区もあるように聞いております。町からの働きかけが十分ではないということもその要因の一つであるかとも思われますが、まずは、それぞれの地区において自治町民会議を設立することの意義や必要性について、地域住民の中で十分に検討していただくことが先決ではないかと思われます。

人口減少や少子・高齢化ということは認識されていても、地域の将来を考えた場合に、今のように区長さん個人が中心となり、地域のことを進めていくことは今後極めて難しくなるものと考えております。地域活動の担い手を考えたときに、これまで地域のことにかかわってこなかった多くの人材を活用しなければ、これからの地域づくりはできないものと考えており、そういった意味でも自治町民会議のようなプラットフォームは必要であると考えております。

また、自治町民会議の設立を進めることは、地域の自主性を奪うという次元のものではなく、むしろ住民自治の本旨に立ち返り、住民自身のみずからの意思と考えにより、地域の将来のために活動する最適な組織であると考えております。つまり、自治町民会議そのものが地域の自主性を高めるものにつながると考えております。

さらに、今後は地域への各種補助金の集約を初め、防災・健康づくり・子育て支援・高齢者の見守り・地域ケア体制の構築など、あらゆる町の施策を自治町民会議をベースに組みかえていく考えがございます。自治町民会議が設立されないといった地域の自主性を担保するのではなく、自治町民会議を中心にしたまちづくりを今後進めてまいりますので、一日も早く設立に向けた検討を始められるよう、議員の立場からも地域へ働きかけていただければと存じます。

次に、下水道の方針転換についての御質問でございます。

北部処理区を含め、各処理区の下水道事業整備推進委員会の御尽力もいただき、町は汚水処理施設として下水道などの集合処理を進めてまいりましたが、整備や維持管理に多大な費用を要し、経済状況が変化し、将来的に少なからず町財政に悪影響を与える

可能性があるものと考えます。

また、下水道などの整備工事には長い期間を要するという課題もございます。そのため、既に下水道を整備した区域以外については、下水道にかわる汚水処理施設として合併処理浄化槽による普及を進めていく予定をしております。下水道整備された区域の方、既に合併処理浄化槽を設置された方、そして今後合併処理浄化槽を設置する方の間に不公平がないようにしていかなくてはならないと考えております。

まず、住民の御意見を伺うべく、広報に個別処理である浄化槽整備を推進することを掲載する予定でございます。また、現在作成中の養老町汚水処理対策について、平成二十九年五月ごろにその原案をホームページで公表する予定でございます。ほかにも広報「養老」などでも周知を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をします。

先ほど町長が語る言われましたが、やはり養老町の壁とは総括いたしますと人口減だということですが。

平成二十八年十月二十六日に、総務省が公表した平成二十七年国勢調査、人口等基本集計の確定値によれば、養老町は人口減で二千三百三人、人口増減率はマイナス七・二一％で県内二十四市町村のうち十一番目に人口減となっております。ちなみに、人口増率の高いまちは、瑞穂市四・六三％、岐南町三・四四％、可児市の一・二九％です。緩やかな人口減とはとても言えず、養老町は急激な人口減と分析するべきだと思っております。

この間、先ほど答弁にあった人口減に対して、その原因と分析

をどのようにされているのか伺いたいと思います。しかし、人口減で大変といっても、成熟した日本社会において停滞することはないとも考えています。

二点目は、「一丸となって」では、一三〇〇年祭において、例えば障害の方が自宅や施設でイベントを共有するためのライブ放送を考えているのでしょうか。高齢者や身体障害の方が養老公園を自由に移動できる電動車椅子の配置はあるのでしょうか。「一丸となって」には、公助としてのきめ細かな環境整備を整えてこそ言えるものだというふうに思っています。

それから、地域自治町民会議ですけれども、自治町民会議では、二〇〇九年に名古屋市の河村市長の肝いりで、地元向けの一定額の予算の使途を決め、一部地域でモデルとして実施されました。しかし、二〇一五年、本格的に定着させるのは困難と判断し、廃止をされました。河村市長も大橋町長と同様に、地域住民が自立して自治を担うべきとの考えです。名古屋市中実らなかったのはなぜだとお考えでしょうか。名古屋市の教訓から、養老町で、五次総の計画の中で、全地域で成功させていくという点での教訓についてお尋ねしたいというふうに思います。

先ほど、区長さんが中心となり、今後、地域の自治を行っているのはとても難しいという答弁をいただきましたけれども、区長さんたちは役場からの用が多過ぎると言われます。区長さんの負担の軽減に、役場は努力しているのでしょうか。この地域自治町民会議がさらなる区長さんの負担になると考えるとき、住民の草の根からの声ではない限り、私は自治町民会議を採用しない地域の自主性は尊重すべきであると考えてるものです。

下水道の関係ですけれども、平成十五年までの地区別高度処理合併浄化槽設置数は、高田十四、養老二十六、広幡三十八、上多

度八十、池辺七十二、笠郷百人、小畑六十八、多芸西部二十一、多芸東部二十三、日吉四十三、室原十六の五百九槽でしたが、現時点での設置数についてお尋ねします。

最後に、毎年の行政懇談会では、南岩道地区から地区内の浄化槽の老朽化に伴い公共性の浄化槽新設の要望書が提出されていますが、町長のお住まいの行政区です。既に町長の方針は住民の方に打診され、十分な理解が得られていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 壁ができた原因については、先ほども少し触れさせていただきましたけれども、やはり働く場所等、いわゆる企業誘致等が進んでこなかったというようなこと、それから養老鉄道の存続問題に代表されるように、交通機関等の充実ができていない点もあろうかと思えますし、私立保育園の休園・廃園などが続いているというようなことで、こういったことが人口減少とともに進んできたというところで、若者が将来自分の町に働く場所がない、結婚する相手がいない、子供を預けるところがない、通勤・通学をするための手段がないというような思いに駆られること、そういったことが重なって人口の減少、いわゆる新しい都市への憧れといったものが一番大きな原因ではないかというように考えております。

それから、二点目の環境整備についてでございます。

養老公園に代表されるように、養老公園等を椅子などでもう少し動きやすいような形にしていきたいという思いはございますけれども、公園のございますので、県との兼ね合いもございます。ただ、養老町の公共施設について言えば、まだまだ十分ではない部分もあるかというふうに思います。そういったこと

もこれから整備をしていかなければならないと考えているところ
でございます。

それから三点目の、名古屋市と養老町とでいわゆる町民会議の
ようなもの、そういったものの設立の違いというのは、私は名古屋
市というか、大都市部へ行けば行くほど人と人とのかわりが
薄くなってくるように思います。まだ養老町はその点しっかりと
したというか、昔ながらのそういった近隣とのつき合い、それか
ら村同士のつき合いというようなものが残っております。そうい
ったものをしっかりと認識をしていただいて進めていけば、協働
のまちづくり、お互いに協力し合う体制がまだまだ残っておりま
すので、養老町では町民会議の設立は全町において、私は設立す
ることは可能だというふうに思っております。

それから、四点目の下水道の問題については、この点について
だけ生活環境課長のほうに答弁をさせたいと思います。

それから、南岩道の下水道の問題でございますけれども、この
下水道問題につきましては、私が就任して間もなく地元の南岩道
のほうからの話が湧き起りました。そのときに、私も下水道問
題についてはよく勉強をさせていただいたつもりであります。そ
ういったことで、地元にはきょうお話ししたような諸問題の説明
をして、御理解をいただけたとは言いませんけれども、こういっ
た説明だけはさせていただいております。

そして、理解をされたかということについては、やはりいろい
ろな考え方をお持ちですので、皆さん方に十分に理解をしていた
だいているというわけではございませんが、きょうお話ししたよ
うなことを重ねていって、やはり御理解をいただくように努力を
していくつもりでおります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君）

田中生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（田中一也君）

ただいま四点目の御質
問の中の浄化槽の現在の設置基数についてということございま
すけれども、内容が事業の具体的なものなので、担当課の私から
回答をさせていただきます。

平成二十七年年度までの設置基数でございます。地域別に、高田
五十九基、養老五十四基、広幡百八十五基、上多度二百七十八基、
池辺二百四十九基、笠郷四百五十九基、小畑二百四十九基、多芸
西部六十九基、多芸東部九十二基、日吉百五十七基、室原八十基
の合計千九百三十一基でございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、教育行政について伺います。

平成二十七年十二月議会に引き続き、小・中学校普通教室への
冷房、いわゆるエアコン設置について伺います。

近隣市町では、この三月議会にも未整備されている冷房設備予
算が計上されていると聞き及んでいます。教育委員会で調査され
た平成二十八年度の近隣市町の調査表によれば、小学校の普通教
室では海津市と輪之内町、池田町が一〇〇％設置、中学校では大
垣市、輪之内町、安八町が一〇〇％設置となっております。異状気
象とともに、これまで暑さや寒さに打ちかち、勉強に励むことが
大切とされた精神論は過去のこととなっております。

さきの議会で教育長はエアコンの設置は検討していきたいと答
弁されましたが、残念ながら新年度予算への反映はありませんで
した。一三〇〇年関連予算への影響が教育環境行政予算に影響が
出たのではないかと懸念するものですが、その後の進捗状況につ
いて伺います。

二点目は、ホームページ管理運営事業として、子供向けホーム

ページを作成し、子供たちの養老町への関心や愛着を高めるため、子供向けの町紹介ホームページを新設していただきたいと要望するものですが、その見解について伺います。

三点目は、小学校五年生を対象とした劇団四季と一般財団法人舞台芸術センターが主催する「こころの劇場」の鑑賞を提言するものですが、その見解について伺います。

実は二月中旬、大垣市の小・中学校へ子供を通学させておられるお母さんたちと話す機会がありました。大垣市では、小学校五年生になるのを楽しみにしている一つに、劇団四季の舞台鑑賞があると聞きました。昨年は残念ながら台風で中止になり、金魚のふんのように、見られなかったこといつまでもいつまでも引きずり、困りましたと言っておられました。鑑賞した日の夕食は、ふだんは余り会話がないう男の子でも目を輝かせ、感動を親に語ってくれ、このときばかりは大垣市の子育て日本一を実感するとのことでした。

母親たちは、予算のことや、なぜ大垣市が劇団四季を呼べるのかを深くわかっておられませんでした。そこで、調べてみました。この事業は、大垣市は小学校水都っ子こころの劇場鑑賞事業として新年度二百九十九万九千円を予算化しています。このような安価な値段で劇団四季が公演してくれるのか不思議でなりませんでしたが、この事業はサンメッセや大垣共立銀行、イビデンなどがスポンサーになり支援していることがわかりました。二百九十九万九千円の予算は、児童送迎バス代の借上げということもわかりました。

大垣市のこの事業概要には、子供たちに命の大切さ、人を思いやる心、信じ合う喜びなど、人が生きていく上で最も大切なものを感じてもらおうためとしています。この事業が養老町の五年生に

も継続した事業として展開されることを提言するものですが、その見解について伺います。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 私のほうからは、一点目の小・中学校へのエアコンの設置についてお話しさせていただきます。

今お話にありましたように、前回、二十七年十二月議会で回答させていたお話を申し上げますけれども、それ以降に養老町内の普通教室に新たにエアコンは、留守家庭教室には設置しましたけれども、その他の普通教室については設置しておりません。

そのときもお話ししましたが、文部科学省が行っている空調設備設置状況というのは三年に一回調査が行われておりまして、前回の回答と同様で、平成二十六年公表の結果によりますと、普通教室に設置されている割合は全国で三二・八％でした。岐阜県はそのとき一八・六％でした。

今お話にありましたように、この二十八年度に調査したところによりますと、西濃管内の小学校の普通教室の設置率は一五・七％、中学校の管内の設置率の平均は五五・六％で、小・中学校合わせて平均二八・一％が普通教室に設置されています。養老町では設置されておりません。

今後の空調の設置に関しては、町内の学校の暖房設備がFF暖房と電気暖房式を使っておりますけれども、経年劣化しておいて灯油管の布設がえの必要が生じております。それで、部品保管の期間が経過しておいて全ての暖房機を交換しなければならぬ時期に参っております。そういったこともあわせて、冷暖房をあわせた空調機器の整備について検討しているところですので。早急に今後の方向を出していきたいと考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私のほうからは、子供向けホームページ作成事業についてのお答えをさせていただきたいと思えます。

子供向けホームページの作成につきましては、近隣自治体では大垣市や海津市などにおいて取り組まれており、費用も三十万円程度と比較的安価で作成されている自治体もあるとお聞きをしております。インターネットを使った学習の機会は今後もますますふえる見込みであることから、情報モラル教育の推進とあわせて、必要最低限の範囲で子供向けホームページの整備は必要であると感じております。

町のホームページの更新とあわせて、できるだけ経費を抑えつつ、子供にも親しんでもらえるようなホームページの作成ができるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤昌子君） 三点目の鑑賞事業についてお答えいたします。

議員のおっしゃる劇団四季こころの劇場につきましては、平成二十五年度より大垣市が水都っ子こころの芸術鑑賞事業として実施されております。一日二回公演で、各公演の五百席分について西濃管内の教育委員会へ鑑賞希望の案内があります。過去において、手挙げ方式ではありませんが、参加している学校もございまして、今年度につきましては、町内五年生の全員が参加できるように手配をしておりますが、あいにくの台風により公演が中止となり実現できませんでした。平成二十九年度の日程についても、各小學校に紹介をしております。

県内では、岐阜市と大垣市が行っております。大垣市は、五年間の事業ということで平成二十九年度が最終年になるように聞き及んでおります。機会をいただければ、参加していきたいと存じ

ます。

また、文化庁により、文化芸術による子供の育成事業として、文化庁が選定した文化芸術団体によるオーケストラや演劇等の巡回公演を学校の体育館や文化施設で行うという事業がございまして、講演日程・内容等について学校へ紹介し、希望する学校が申し込んでおります。希望した全ての学校が採択されるわけではございませんが、一流の文化芸術に触れる機会を得ております。平成二十六年以上に上多度小学校が狂言、今年度は養北小学校が六月に人形劇を鑑賞しております。また、過去には高田中学校が文化庁主催の本物の舞台芸術体験事業で東京混声合唱団の演奏を鑑賞しております。

すぐれた舞台芸術に触れることは豊かな創造力や感性を持つ人間を育成するための素地となるものであり、教育委員会として実施したいところではございますが、高額な費用が発生します。実施可能かどうかあわせ、検討してまいりたいと考えます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

一点目は、国は新年度、学校施設の長寿命化に活用できる学校施設等整備事業債を改善させました。充当率は七五%のままですが、交付税措置率が現行の三〇%から五〇%に引き上げられました。これは、小・中学校などでトイレや空調を改修する地方単独の大規模改修事業が対象です。国は、国庫補助事業もあるが、必要度に追いつかないため、とった措置と承知しています。この事業は二千万円以上の大規模改修が対象ということですが、養老町で全小・中学校の普通教室にエアコンを設置した場合の予算総額は幾らになっているのか、おおむねの予算概要についてお尋ねを

いたします。

二点目は、近隣自治体の設置状況では、先ほど教育長から答弁がありましたように、中学校・小学校で設置率が違いますように、中学校を優先する、あるいは小学校から優先させるということが見てとれるんですが、養老町の現時点でのお考え方について伺っておきたいと思えます。

三点目は、子供向けホームページの件ですが、先ほど町長がおっしゃいましたように、三十万円ほどあれば実現できます。実施している自治体では、委託ではなく自前で職員が新設や更新をしていると聞き及んでいます。この事業もぜひ早い時期に踏み込んで事業化していただきたいというふうに思えます。

それから、芸術関係ですけれども、いろいろと予算がないとなかなか実現できないという点がありますが、今年度、養老町の五年生の子供たちも応募したということを知り、ああ、勉強不足だなあ、そういう情報のキャッチがないなということも反省するとともに、教育委員会もいろんな情報の中で検討をし、いろいろと学校と連携しながらやっていたらいいなということがこの質問を通してわかりましたので、非常にありがたいというふうに思っています。

再質問、答弁を下さい。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 私のほうから、一番目のエアコン設置の予算について、どういうふうにかに考えているのかについても含めてお話しさせていただきます。

予算につきましては、小・中学校合わせて普通教室が九十七教室あります。大体見積もってみますと約二億四千万程度と試算しております。

財源につきましては、本来なら学校施設環境改善交付金の対象となるものですが、全国的に学校施設が老朽化しており、なかなか国庫補助金の採択がなされない状況であります。

議員のおっしゃるように、学校施設等整備事業債でございますが、平成二十九年度より社会基盤施設等の長寿命化事業として、地方単独事業で整備したものに於いて、学校施設等整備事業債により措置をした場合、交付税算入率が三〇%から五〇%に変更になるという通知がございましたので、こういったことも考えに入れながら有効な手だてを探し、設置に向け検討していきたいと考えております。

二番目の、中学校か小学校どちらを優先するんすかということですが、本来なら施設の老朽化の面とか、設置コスト、予算面などいろいろ観点から検証を行って優先順位を決定すべきだということふうに思いますが、小学校か中学校かという話であるなら、中学生は朝部活が終わって非常に汗だくで教室に戻ってきます。小学生も登校で汗はかくんですけども、そういうことや、進学を控えて学習に集中できる環境を整えるという観点から、その前に、油漏れがある学校については、そこをまず優先して、その後、中学校、小学校という順序で設置していけたらというふうに考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ホームページ作成の事業化については私のほうからお答えをさせていただきましたと思います。

子供向けのホームページにつきましては、新設の段階でニーズを把握し、掲載情報や内容を精査する必要があります。見やすさを求めると、クオリティーの面で低下するおそれがございます。子供が興味を示すようなものにすることが重要であると考えます。

新たな立ち上げについては、デザインなど一部業者に依頼することもあるかとは思いますが、更新作業については職員で対応するよう前向きに検討をしております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは三項目め、最後の質問をいたします。

養老町緊急通報システム事業について伺います。

平成元年三月議会で、在宅老人福祉対策としてこの質問を取り上げました。当時の答弁は、機器だけの設置でよい場合もあるが、緊急時の対応はふだんの三倍の介護を要し、協力体制も見きわめ検討したいというものでした。その後、平成四年三月に養老町緊急システム事業運営要綱ができ、現在に至っていると承知しています。

要綱では、機器貸与の対象者として六十五歳以上のひとり暮らしの身体病弱なこと、ひとり暮らしで身体障害者手帳一級から三級の交付を受けていること、六十五歳以上の高齢者世帯で、寝たきりや認知症老人を介護しているなどが規定されています。

しかし、現在、家族構成や働き方の多様化から、養老町においてもさまざまな事例が生じています。子供と同居、家族であっても子供が未婚であり、七十代、八十代の病弱な親を三交代の勤務の中で支える。あるいは、シングルマザーで小さい子を抱えながら幾つもの仕事をかけ持ち、病弱な親を支える。生活が苦しく、介護認定を受けても日常の安全確保までは至らないサービスしか受けられないなど、在宅介護支援センターにも深刻な事例が届いていると思います。

福祉のまちづくりを宣言している養老町から孤独死だけは防ぐ

対策も求められます。その対策の一つとして、同居家族はあっても、日中・夜間にひとり高齢者になる世帯への機器貸与の拡充を求めるものですが、その見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） ただいまの御質問につきまして、担当課のほうから御回答をいたします。

緊急通報システム機器等の設置対象者は、養老町緊急通報システム事業運営要綱に基づき、居宅に固定電話が設置されていて町内に居住するひとり暮らし老人、六十五歳以上の方で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な者、ひとり暮らしの身体障害者手帳一級から三級までの交付を受けた者で緊急事態に機敏に行動することが困難な者、ひとり暮らしの者で突発的に生命に危険な症状の発生する持病を有する者、高齢者世帯で寝たきり老人または認知症老人を介護している者、また以上の要件と同等と認められる者であり、当町では地域包括支援センターの職員が実態を調査して判定を行っており、平成二十九年三月一日現在で二百一名の方が利用されております。

緊急通報システムは、携帯用ペンダントと併用することにより、緊急時に固定電話・携帯電話を利用することが難しい高齢者には利点がありますが、屋内での限定した利用になります。

また、対象外の要件といたしまして、家族と同居しているが、日中・夜間に不在のことが多い場合が多く、その間ひとり高齢者となるなどが想定されますが、システム利用者の対象拡充につきましては、高齢者の心身の状態により突発的な病状の変化が予想されるか、固定電話・携帯電話などを利用できるかどうかポイントであると存じますので、対象外の場合につきましても、全く排除するのではなく、これらの状況を考慮し慎重に検討してまい

りたいと存じます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

これまで申請に対し、却下通知をした事例や、申請までの間に要望があったが、申請者が断念せざるを得なかった事例はあったのかどうか。

二点目は、申請者には居住する民生委員の印鑑が必要ですが、民生委員への行政指導はどのようにされているのか。

最後ですが、本年の三月議会に養老町中小企業小規模企業振興基本条例というのが委員会で審議されました。その項目の条例の中には、いろいろあるんですが、最後に、前号に掲げるもののか、町長が必要と認める事項というふうな項目がありまして、そのとき田中委員が、それはどうということだというふうに質問されましたら、副町長は、その後の事情で今の現状に合わない場合は今に合わせ充実にしようという意があることだと、そういうことがその項目にはありますというふうに答弁をされました。

養老町のこの設置条例の要綱も二十五年になります。先ほど質問の中で言いましたように、るる家族構成、今は本当に複雑です。二十五年前の状況とは大きく変わりますので、今に合わせた要綱の見直しを求めるものですが、それについてのお考えを伺って、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、自席で答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは再質問につきまして御回答を申し上げます。

まず一点目でございますが、申請に至るまでの間に利用希望者から聞き取りを行っておりまして、二人以上の世帯で老老介護以

外の場合は対象外としておりますので、年に数件、申請以前に対象外としているケースがあります。最近対象外とした事例で申し上げますと、同居世帯ではありますが、就労の関係で高齢者が日中・夜間一人になる時間が長いため、心配であるという内容でございました。

続きまして二点目の件で御回答を申し上げますと、まず民生委員への行政指導は特に行ってはおりませんが、緊急通報システム制度の概要につきまして、民生委員のほうで一斉改選がございまして、その後の民生児童委員全委員協議会の中で研修会を行っております、民生児童委員の中で取り扱いに差異がないように配慮をしているところでございます。

あと、最後の要綱の改正のほうが二十五年間されていないということですが、こちらにつきましても、先ほどのお話がありましたように、今回特に問題となりますのが、突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有するか、または外出機会があるかどうか、また固定電話・携帯電話が利用できるかどうか等重要なポイントになってくるというふうに存じておりますので、例えばですが、簡易的なチェックシートなどを作成いたしまして、利用の可否を判定してまいりょうな方向に持っていけたらというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、三月二十一日火曜日、午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さんでした。

(散会時間 午後一時五十二分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十九年三月十七日

議長 吉田太郎

議員 長澤龍夫

議員 大橋三男